

## 地域子ども安全対策事業助成要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、地域における子ども達の安全対策として、学校周辺や通学路などで痴漢・不審者等から子ども達を守るために、ボランティア活動として校区住民でパトロールや見守り活動を実施する隊（以下「パトロール隊」という。）を結成し、地域でのパトロールを実施する団体に対する助成について定めるものとする

### (対 象)

第2条 助成の対象となるパトロール隊は、痴漢・不審者等から子ども達を守るために、校区住民で結成されたパトロール隊で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 校区住民10人以上で結成されたパトロール隊
- (2) 原則として、週に2日以上で、かつ、1日当たり1時間以上のパトロールや見守りを継続して実施するパトロール隊
- (3) 小中学校区内の学校長または久留米市校区青少年育成協議会連絡会議を構成する団体の長が、活動実態を認めるパトロール隊

### (助成対象経費及び助成内容)

第3条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

パトロール活動の際の安全対策として必要な消耗品等の費用（腕章、ブザー、笛、帽子等）及びその他活動に直接必要な経費

- 2 助成額は、1パトロール隊につき、55,000円以内を支給する。
- 3 必要な場合は、被服を支給する。

### (助成の申請)

第4条 助成を受けようとするパトロール隊は、地域子ども安全対策事業助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) パトロール隊規約又はこれに準ずるもの
- (2) パトロール隊員名簿
- (3) 事業計画書（第2号様式）
- (4) 収支予算書

### (事業報告)

第5条 助成を受けたパトロール隊は、その事業実績を実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（第4号様式）
- (2) 収支決算書

(補 足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。